



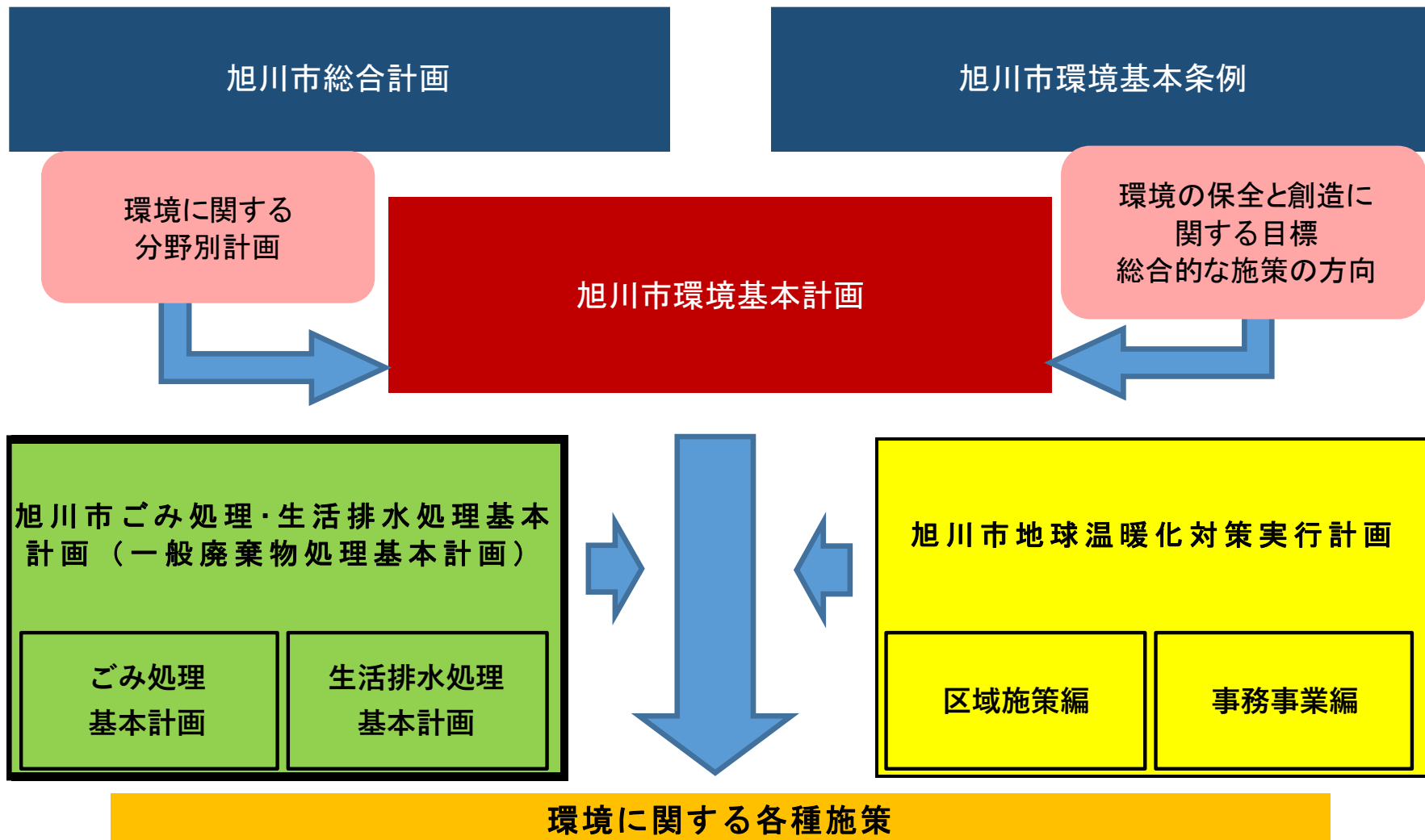
令和 8 年度 一般廃棄物関係主要事業について

令和 8 年 7 月 1 7 日

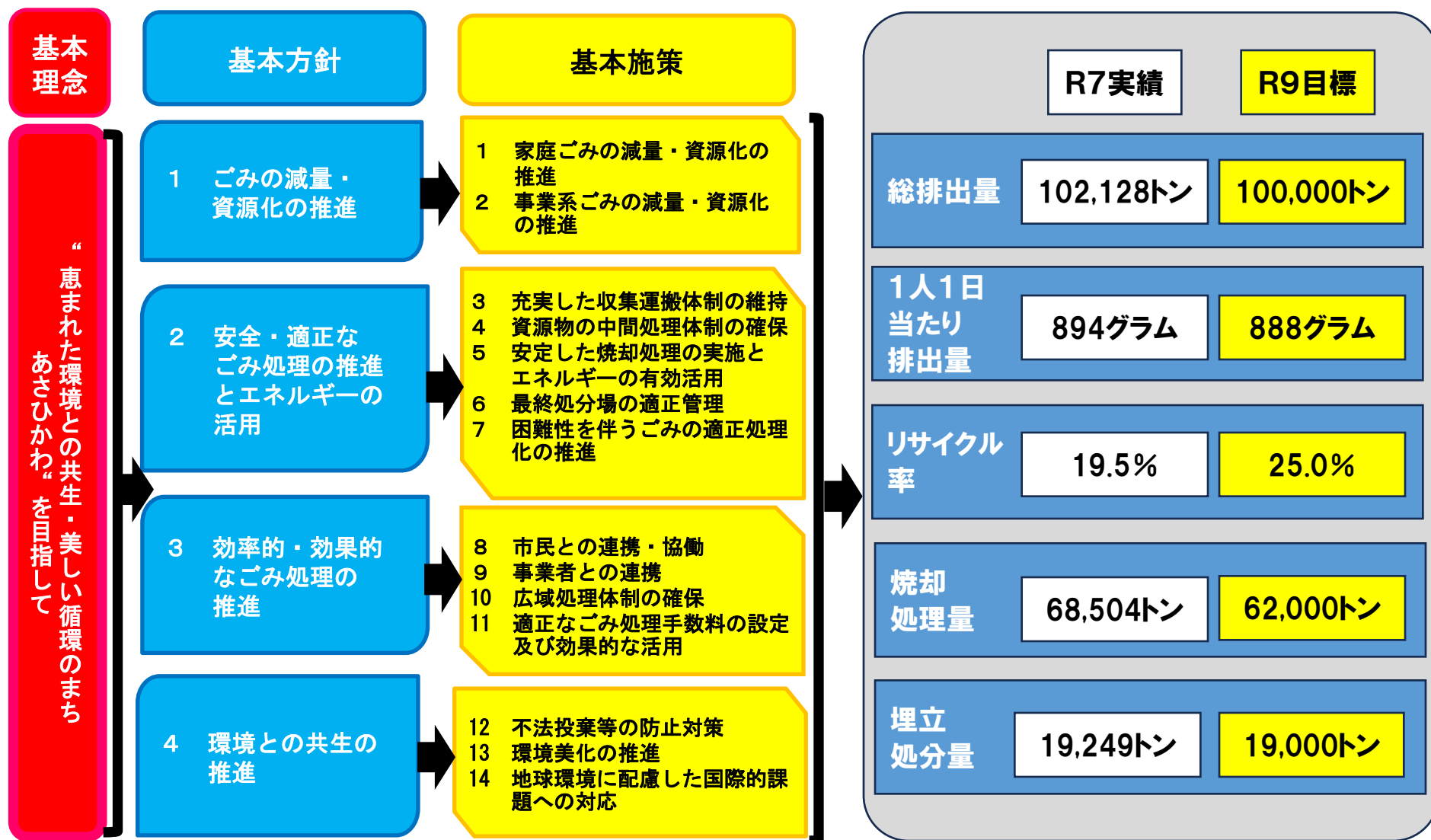
旭川市 環境部

ASAHIKAWA CITY

ごみ処理基本計画について（位置付け）



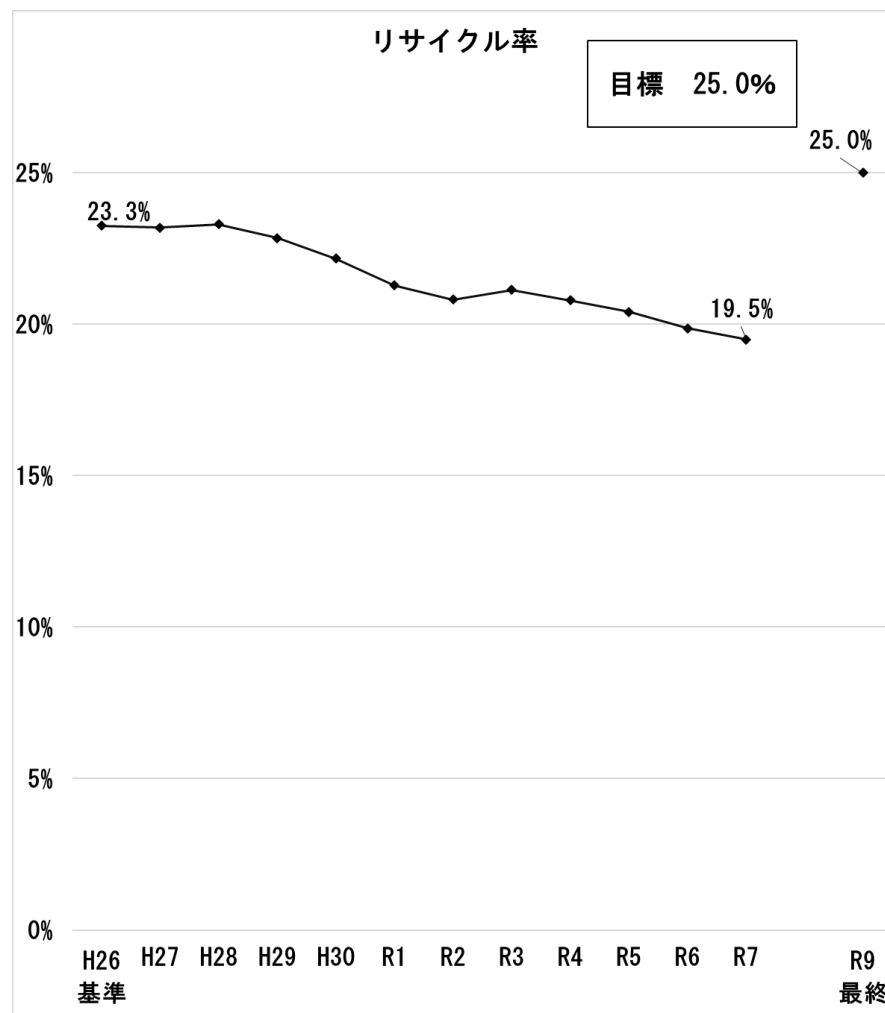
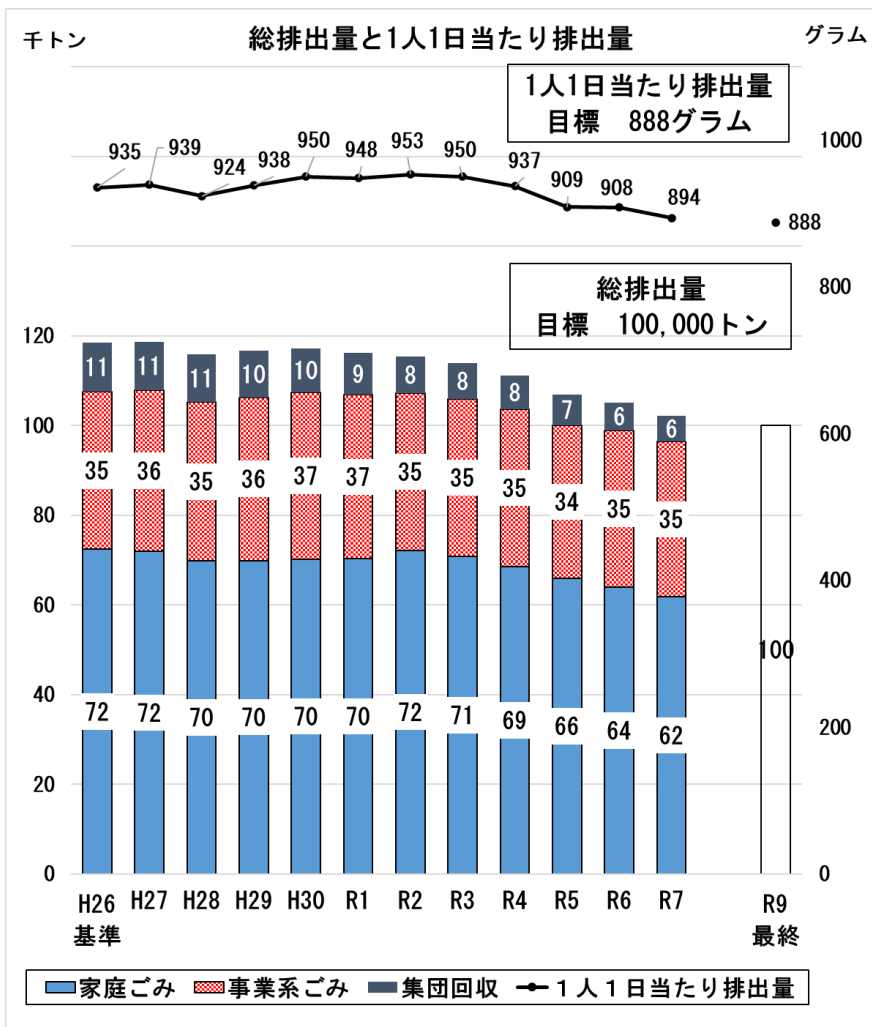
ごみ処理基本計画について（体系・目標）



目標に対する進捗状況



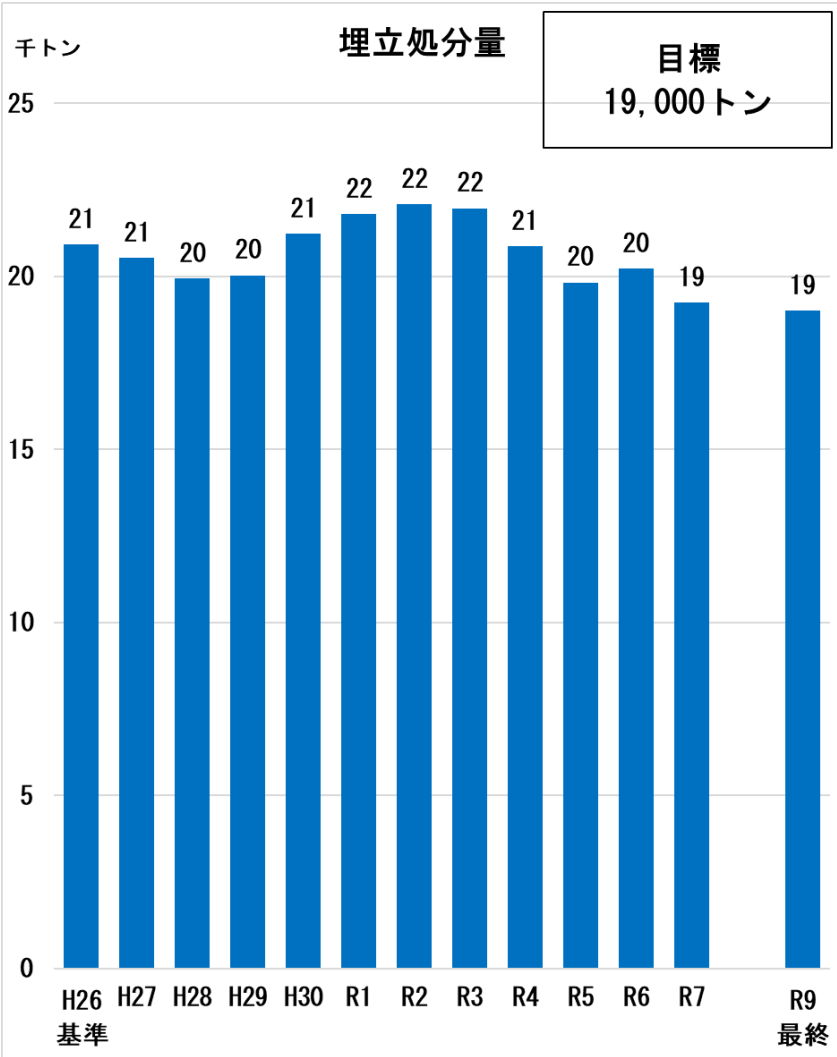
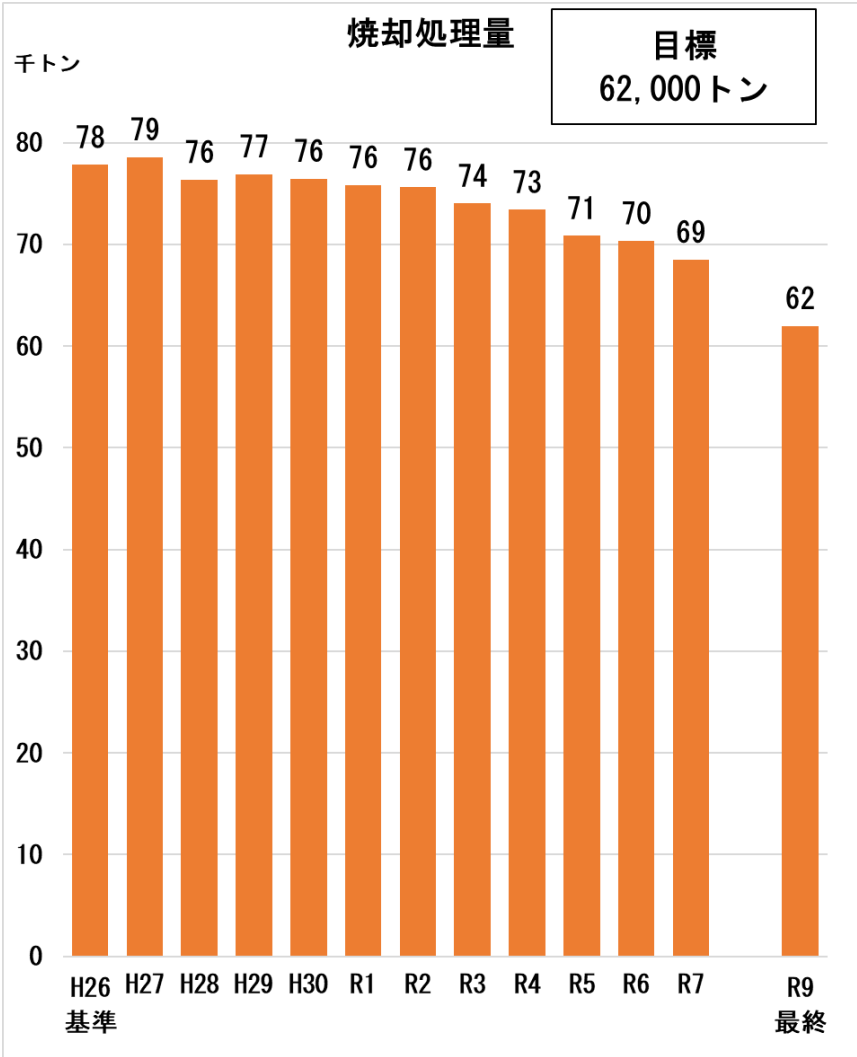
ごみ総排出量とリサイクル率の推移



目標に対する進捗状況



焼却処理量と埋立処分量の推移





ごみ総排出量 (1人1日当たり排出量)

【現状】

- ・ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量は基準年より減少しており、目標達成の見込み
- ・家庭ごみは、可燃ごみや資源物が人口の低下率以上に減少
- ・事業系ごみの排出量は横ばい

【課題・対応】

- ・特に事業系ごみの減量・資源化の推進が必要

リサイクル率

【現状】

- ・基準年より低下しており、目標達成には約5.5ポイントの引き上げが必要
- ・町内会等の集団回収量の減少が顕著

【課題・対応】

- ・新たな資源化の取組を検討（製品プラスチックの分別収集・資源化）
- ・民間（店頭回収など）の資源化量も含めた算定方法の検討

焼却処理量・埋立処分量

【現状】

- ・焼却処理量は基準年より減少傾向にあるものの、目標達成には更に約7千トンの削減が必要
- ・埋立処分量はR2年度以降は減少傾向であり、目標達成の見込み

【課題・対応】

- ・焼却処理量、埋立処分量の削減には、ごみの減量・資源化の推進が必要
- ・家庭ごみ、事業系ごみそれぞれについて、減量・資源化の取組を検討

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【令和7年度の実績】

●基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

- ・パネル展示やホームページでの周知啓発
- ・子ども向け体験型イベントの実施（おもちゃの修理屋さん、おもちゃと絵本のくるくる広場）
- ・生ごみ堆肥化の推進（講習会4回開催52人参加、出前講座1回実施7人参加）
- ・あさひかわエコショップの利用推進（認定60店舗）
- ・食品ロス削減の推進（食品ロス削減セミナーの開催42人参加、食品ロス削減親子クッキングの開催22人参加、フードドライブの実施（R7.6月～R8.3月））
- ・集団回収の推進（再生資源回収奨励金交付）（5,760t）
- ・プラスチック資源循環の計画的な推進（拠点回収実績：20t）

●基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

- ・食品ロス削減協力店（飲食・小売店）（登録34店舗）
- ・ごみ減量等推進優良事業所（認定102事業所）
- ・多量排出事業者へ訪問調査、指導・助言（年間30件訪問）
- ・食べマルシェ等、イベントの発生ごみの分別・適正処理の周知

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【令和8年度の主な取組】

●基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

施策内容		具体的な取組	効果
普及啓発	出前講座	町内会や学校等を対象に実施	2R(ごみの発生抑制、再使用)に対する意識啓発を行う
	分別カレンダーの配布	ごみ分別アプリ「さんあーる」も併せて活用	
	パネル展示	市有施設等で実施	
環境教育	社会科副読本	小学4年生を対象に配布	ごみの排出マナーや減量・資源化の必要性に係る意識の醸成を図る
	環境学習車両の派遣	小学校のほか、民間のイベント等にも派遣	
	施設見学	学校、町内会等を対象に実施	
体験型イベント	(仮称)クリーンセンターエコカーニバル	クリーンセンターフェスタとエコカーニバルを統合し、より効果的なイベントを展開	2Rの重要性を体験できる機会を提供する
食品ロス削減	生ごみたい肥づくり講習会	生ごみ堆肥づくりの技法の紹介や質問・相談を受ける講習会を実施	幅広い年代を対象に、ごみ減量の意識の醸成を図る
	体験型講座	食品ロス削減親子クッキング等を実施	
リユース促進	粗大ごみの市民提供	家具等の提供を実施	廃棄物の減量・再利用につなげる
	自転車の貸出	大学生を対象に、自転車のリユース事業を実施	
	関連事業者との連携	「おいくら」や「ジモティー」と連携協定を締結し、リユースを促進	
資源化推進	製品プラスチックの分別収集及び資源化の検討	製品プラスチックの分別収集及び資源化の検討	廃棄物のリサイクルにつなげる
	再生資源回収奨励金	町内会等の資源回収活動に対し奨励金を交付	
	資源物の拠点回収	9品目を市有施設などで回収	

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



クリーンセンターフェスタ

時期：7月下旬から8月上旬の日曜日（1日間）
場所：クリーンセンター敷地内
目的：再利用可能な粗大ごみを無料提供するなどし、市民にリユース・リサイクルの意識高揚を図る
内容：粗大ごみで収集した家具類の市民提供、腐葉土の配布、木質廃材の配布、環境学習車両による収集体験、収集車展示、資源物の拠点回収、ごみ相談、紙すきはがきづくり体験、福祉施設等によるバザー、旭川市リサイクルセンター見学

課題

- ・自転車の市民提供ができなくなり来場者数が減少【R6：570人→R7：250人】
- ・夏に屋外で実施のため、熱中症リスク高

エコカーニバル

時期：10月（3 R 推進月間）の日曜日（1日間）
場所：総合庁舎ロビースペース
目的：3 Rに関する体験型イベントを通じて、特に子ども3 Rに対する意識を高める。
内容：おもちゃの修理屋さん、フードドライブ、おもちゃと絵本のくるくる広場

課題

- ・イベント内容が固定化

令和8年度

（仮称） クリーンセンターエコカーニバル

時期：10月18日の日曜日（3 R 推進月間）
場所：総合庁舎ロビースペース及び総合庁舎横駐車場
内容：粗大ごみで収集した家具類の市民（予定）提供、腐葉土の配布、資源物の拠点回収、環境学習車両による収集体験、ごみ相談、おもちゃの修理屋さん、おもちゃと絵本のくるくる広場、紙すきはがき作り体験

統合によるメリット

- ・規模の拡大による集客効果の向上
- ・来場者の利便性の向上
- ・雨天時や熱中症などの天候リスクの低減
- ・会場の利便性を活かした他部局との連携やイベントの合同開催が容易
例：不要になったスキー用品の受入など

イベント内容を整理し統合

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



生ごみ堆肥づくりの普及啓発の在り方を検討

講習会を「基礎編」・「応用編」に分けて実施することで、市民が参加しやすい環境を整え、生ごみ堆肥化の普及促進を図る。

〈基礎編〉

- ・堆肥づくりの各手法の利用方法、特徴、堆肥の作り方、利用方法など初心者向けの内容
(予定回数：4回)

〈応用編〉

- ・講師が得意とする手法の説明、実際取り組んでいる様子、出来上がった堆肥の使い方など、実体験をベースとした実践的な内容
(予定回数：4回)

ジモティースポットの活用によるリユースの促進

持ち込まれた不用品を無料で引き取り安価で販売する実店舗「ジモティースポット旭川旭町店」について、HP・広報誌・町内会回覧・SNS等による周知を行いリユースの拡大を図る。
(R8.1月協定締結)



別紙資料参照

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】

製品プラスチックの分別収集及び資源化の検討

○製品プラスチックの分別変更（予定）

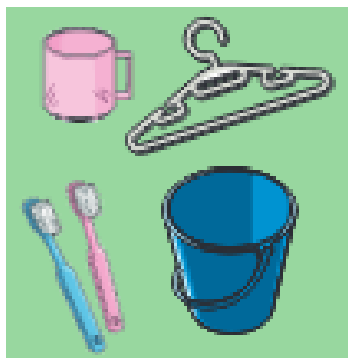
現在

プラスチック製容器包装



ステーション収集
(5,464t)

製品プラスチック



拠点回収
(20t)

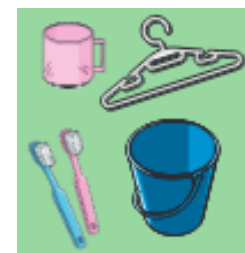
不燃ごみとして
埋立(654t・推計)

資源化
(5,484t)



分別変更後

プラ容器と製品プラを一括回収
(ステーション収集)



資源化(6,138t)

〈実施に向けた対応〉

- ・ 収集運搬や中間処理方法の検討
- ・ モデル事業の内容の検討
- ・ 市民周知方法の検討

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【令和8年度の主な取組】

●基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

施策内容		具体的な取組	効果
普及啓発	事業系ごみ分別の手引き	新規事業等を始める者に手引きを配布	適正分別と減量・資源化を推進する
	多量排出事業者への指導	一般廃棄物減量化等計画書の提出、訪問調査	
認定制度	ごみ減量等推進優良事業所の認定	事業系ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その活動を周知	事業者の意識の向上や利用する市民の意識の醸成を図る
	あさひかわエコショップの認定	2R活動に積極的に取り組む事業所(店舗)の2Rの取組状況について確認や市民への周知	
食品ロス削減	あさひかわ食品ロス削減協力店の登録	食品ロス削減に取り組む飲食店・小売店等を登録	事業者の取組促進、市民の意識の醸成を図る

・一般廃棄物組成等調査

次期ごみ処理基本計画（R10年度～）の策定に当たり、排出抑制施策等を検討するために必要な基礎資料を得る。



事業系ごみの組成を踏まえ、効果的な取組を検討する。

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】



【令和7年度の実績】

●基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

- ・安定したごみ収集運搬体制の維持（家庭ごみ収集車：63台）

●基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

- ・旭川市リサイクルセンターの供用開始

●基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

- ・適切な維持管理及び安全で安定した運転管理（焼却処理量：68,504 t）
- ・長寿命化総合計画に基づく計画的な施設改修
- ・発電電力の売却及び余剰電力等の施設利用（発電量：11,847MWh）
- ・近文清掃工場の再延命化工事

●基本施策6 最終処分場の適正管理

- ・適切な維持管理及び安全で安定した運転管理（埋立処分量：19,249 t）
- ・施設維持管理計画に基づく計画的な施設改修
- ・次期最終処分場の実施設計及び各種調査

●基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

- ・破損・膨張等したモバイルバッテリー等の拠点回収

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】

【令和8年度の主な取組】

●基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

- ・安定したごみ収集運搬体制の維持

●基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

- ・適切な中間処理の継続

●基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

- ・適切な維持管理及び安全で安定した運転管理、計画的な施設改修、発電電力の売却及び余剰電力等の施設利用、再延命化工事

●基本施策6 最終処分場の適正管理

・次期最終処分場の整備に向けた実施設計

⇒埋立地造成及び管理棟ほか建築物、着手：搬入道路・下水放流管

●基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

・破損・膨張等したモバイルバッテリー等の拠点回収の拡充

⇒現在、市内2か所で回収しているが、プラスチック製容器包装の中間処理施設で発煙事故が頻発している。モバイルバッテリー等は、発火や爆発等の危険があることから、国や他都市の状況等を踏まえ検討を進める。

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】



【令和7年度の実績】

●基本施策8、基本施策9 市民・事業者との連携・協働

- ・ごみステーション環境整備の推進（カラス対策ネット92枚貸出、カラス対策ステーション20個貸出、適正排出協力員181名登録）
- ・粗大ごみのオンラインによる受付
- ・粗大ごみ収集配車管理システム（収集車の配車・ルート作成）の導入検討

●基本施策10 広域処理体制の確保

- ・鷹栖町の可燃ごみの受入れ（26t）
- ・1市8町2組合で構成する上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会の開催（1回）
- ・同協議会で広域処理の先進地を視察（十勝ブロック）

●基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

- ・手数料の見直しに係るコスト算定、市民参加の取組の推進（附属機関における審議、パブリックコメント、市民説明会）
- ・ごみ処理手数料をごみの減量・資源化や適正なごみ処理を推進するための事業に活用

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】



【令和8年度の主な取組】

●基本施策8、基本施策9 市民・事業者との連携・協働

- ・粗大ごみ収集配車管理システム（収集車の配車・ルート作成）の導入
【粗大ごみ収集デジタル化事業】

⇒R9年度からの本格運用に向けて、受託者とシステム開発
〈主な内容〉

- ・配車・ルート作成部分のシステム開発
- ・作業伝票管理機能を含めたテスト環境の構築
- ・試行運用の上、より利便性の高いアップデート内容の洗い出し

●基本施策10 広域処理体制の確保

- ・鷹栖町の可燃ごみの受入れ、上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会の開催

●基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

- ・手数料の見直しに係る改定料金（最終案）の取りまとめ、条例改正案の提案、新料金の適用開始

基本方針④【環境との共生の推進】



【令和7年度の実績】

●基本施策12 不法投棄等の防止対策

- ・職員による不法投棄監視パトロール（354回）
- ・不法投棄防止啓発看板等の設置（看板 110箇所 のぼり旗 26枚）

●基本施策13 環境美化の推進

- ・全市民が環境美化に取り組む「クリーン旭川運動」の推進
参加者〔春〕12,843人、〔秋〕8,870人
ボランティア清掃ごみ袋交付（45L 約37,000枚、10L 約13,000枚）
- ・ごみのポイ捨て禁止に係る周知啓発
ごみのポイ捨て禁止運動参加者〔春〕雨天中止、〔秋〕1,742人
ひろえば街が好きになる運動参加者70人
「旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定（ポイ禁チャレンジ）」
（登録26団体）

基本方針④【環境との共生の推進】



【令和 8 年度の主な取組】

●基本施策12 不法投棄等の防止対策

- ・職員による不法投棄監視パトロール
- ・不法投棄防止啓発看板等の設置
⇒看板、のぼり旗の設置により不法投棄禁止を啓発し、不法投棄の抑制を図る。

●基本施策13 環境美化の推進

- ・クリーン旭川運動
⇒清掃期間周知等、町内会用環境情報紙配付（春・秋）
- ・ポイ捨て防止の取組
⇒ごみのポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾い実践活動（春・秋）



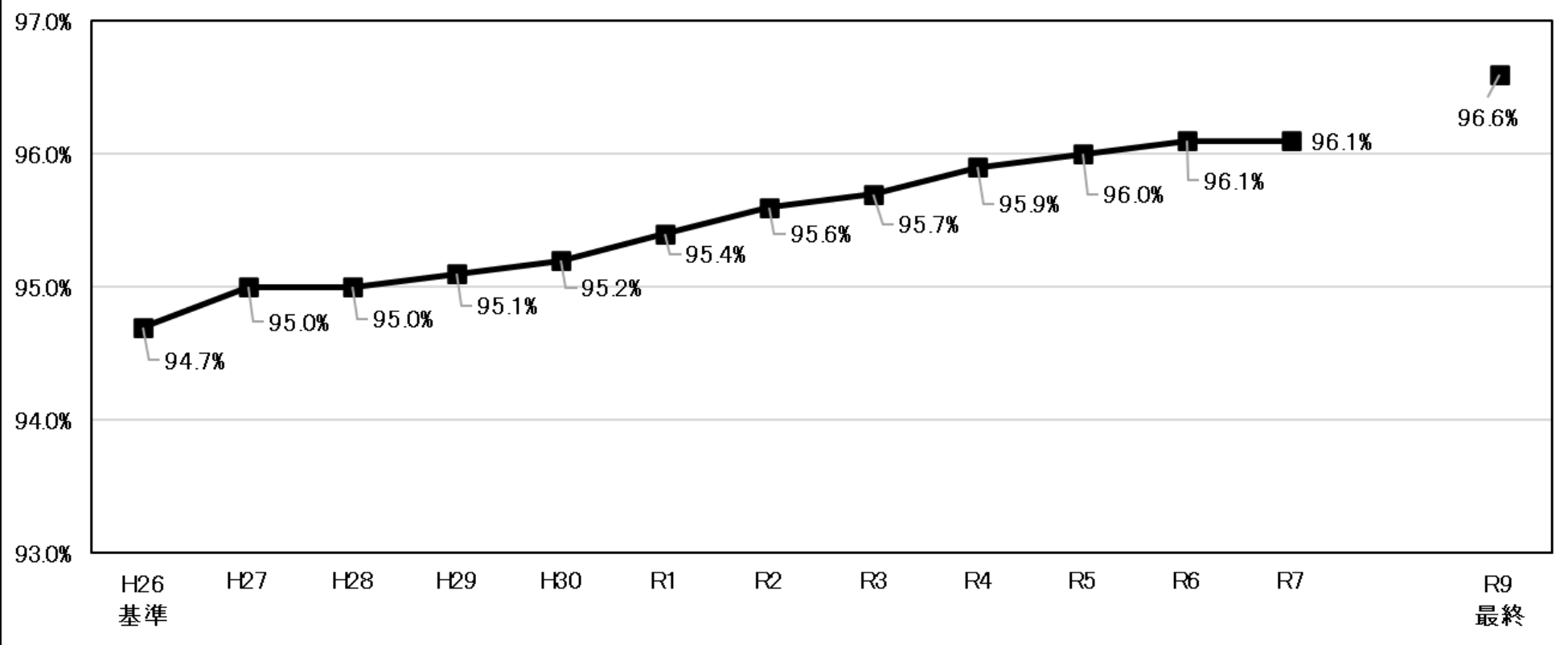
【基本方針】

- 公共下水道事業計画区域では公共下水道事業、農業集落排水処理区域では農業集落排水事業、その他の区域では浄化槽設置整備事業による生活排水処理を推進しながら、良好な水環境の保全、河川の水質汚濁防止に努める。
- 旭川市で発生した汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理し、広域的な視点に立った河川水質の保全を進める観点から、計画の区域以外の鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町のし尿等についても受入れ処理する。

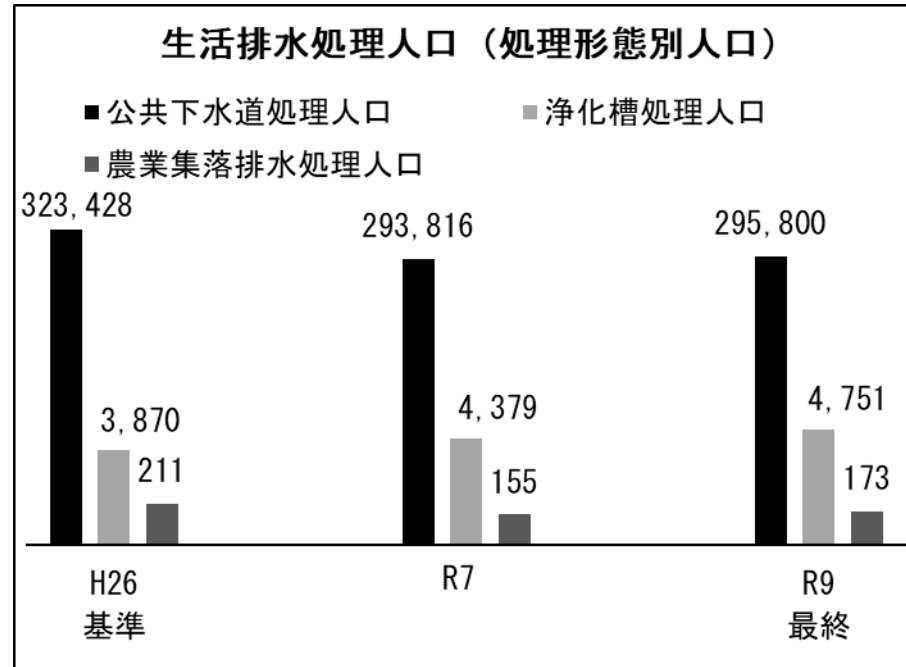
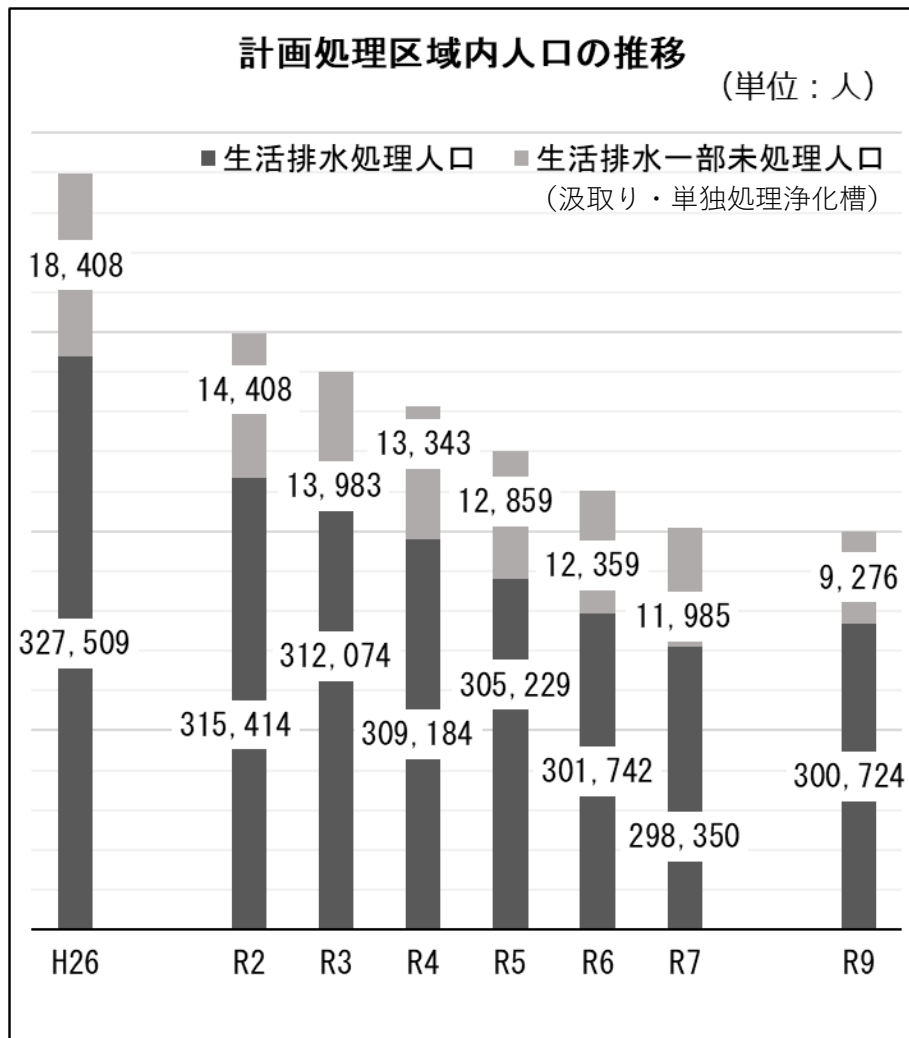
目標に対する進捗状況



生活排水処理率の推移と目標



現状と課題



生活排水処理率の目標 (R9) 達成には生活排水処理人口の割合増加が必要

- ・ 公共下水道及び農業集落排水区域以外の区域は合併処理浄化槽の整備促進
- ・ 発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥は衛生的に処理



【令和7年度の実績】

●安定したし尿処理体制の維持

- ・委託によるし尿の収集運搬業務の実施
- ・環境センターでの適正なし尿処理の実施
- ・移動式公衆便所の貸付（33台）

●合併処理浄化槽設置の促進

- ・合併処理浄化槽の設置補助（10基）
- ・合併処理浄化槽への転換啓発チラシ配布（東旭川地区、旭神地区、神居地区）



【令和 8 年度の主な取組】

●安定したし尿処理体制の維持

- ・委託によるし尿の収集運搬業務の実施継続
- ・移動式公衆便所の貸付、方向性整理
- ・し尿処理手数料の見直しに係る改定料金（最終案）の取りまとめ、条例改正案の提案、新料金の適用開始
- ・環境センターでの適正なし尿処理の実施

●合併処理浄化槽の設置促進

- ・合併処理浄化槽の設置補助、補助制度の拡大（汲取り槽撤去費、配管工事費を補助メニューに追加）
- ・くみ取り・単独浄化槽世帯へ、合併処理浄化槽への転換啓発チラシ配布